

書評

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策

——全般的労働義務制の史的究明——』

三好正巳

目次

- 一 戦時下労働政策研究の課題
 - (1) 社会政策論争と労働政策研究
 - (2) 国家独占資本主義労働力政策論の課題
- 二 「全般的労働義務制」解明の理論構造
 - (1) 理論構成——旧稿との関連を含めて
 - (2) 「全般的労働義務制」展開の論理
- 三 国家独占資本主義労働力政策の基本論点
 - (1) 社会政策と労働政策
 - (2) 国家独占資本主義労働政策と全般的労働義務制

(3) 国家総動員体制と徴用制

四 戦後労働力政策論への展望

一 戦時下労働政策研究の課題

(1) 社会政策論争と労働政策研究

今日、労働問題や労働政策の解明にあたって、社会政策の立場にたつか、それとも労働経済論の立場にたつかはきわめて大きな問題である。この二つの立場は、社会政策研究、とくにその戦後論争の諸課題をめぐって対立する潮流を形成してきた。⁽¹⁾

このいずれの立場にたつかは、戦時下労働問題の分析のあり方をも規定する。すなわち、労働経済論の体系では「労働市場論」と「労使関係論」を軸とし、その分析をふまえて賃銀論をふくむ全体系が展開されるということからすれば、戦時体制下の労働組合が壊滅状態にあったことによつて、そこでの「労使関係」の分析を課題化しえず、「労働市場」分析のみを対象とせざるをえなかつた。こうして労働経済論の立場からの戦時労働体制の分析課題は、「通常の市場機構」では労働力の必要量を確保しえない戦時下で、必要労働力の確保のために「国家規制を通して労働市場の組織化」をはかり、「労働条件の標準化」を行なつた戦時労働市場での国家の役割、いかえれば労働組合を排除したもとの労働市場機能の解明にあつた。戦時労働体制の分析が、このように労働市場としての側面でしか分析されないとすれば、戦時強制労働の本質は明らかにされえないで、ただ戦時労働力動員機構を賃銀決定機構として明らかにするものではありえない。したがつて、今日の労働力政策解明における「危機」意識とは全く無縁であつて、その意味ではそれは日本資本主義労働問題の歴史の一齣としての分析でしかありえないであらう。

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

戦後の社会政策諸論争の中で、「賃労働における封建性」論争は労働問題研究にきわめて大きな影響を残しているように思われる。この点は別に稿をおこして追求してみたいと考えているが、日本資本主義の労働問題の課題の設定を、「日本的」労資関係の解明に求め、その「経済的分析のツール」を「労働市場論」におくということはその現われであらう。⁽⁴⁾もちろん、労働市場分析が不要だというのではないが、「労働市場論」の内容と、労働市場の一面的分析の結果は、これまでの戦時労働体制分析において、国家による「労働市場の組織化」が労働組合を排除したもとの「労働市場法則」の貫徹を、その特殊な形態においてなしとげたことを論証することを可能としたに過ぎない。

「労働力流動化」政策の新しい段階、「労働力誘導」政策の導入という新しい事態に触発された「危機」意識の高まりは、戦時労働事情、戦時労働政策の新しい視角での分析を要請している。すなわち国家独占資本主義労働政策としての戦時労働政策ないし労働事情の解明である。こうした問題意識と視角とは、労働経済論によつて成立しうるものではなく、社会政策の立場からでしか成立しえないであらうが、それは

社会政策研究における諸論争における労働経済論との対決とその生産力説の排除なしには不可能である。この点を強調する理由は、社会政策と労働経済論の対立点が現在の時点で「国家論」にあるかの如く理解されている混乱への反省があるからである。

そこで、加藤氏による社会政策研究整理によって明らかにされた「問題の所在」と「研究の前提」とは、一つは日本資本主義の労働問題を低賃銀基盤の解明におき、山田盛太郎氏の『日本資本主義分析』以来の戦前、戦中の労働問題分析が国家独占資本主義労働政策の体系的な解明に至らなかつたこととの反省におかれる。二つは、戦後社会政策論争過程で台頭した「労働経済学」が、今日の場合下で逆に「労働問題にたいする国家政策」研究を触発したことであった。社会政策研究史のかかわりからすれば、第一の点は「賃労働における封建性」論争として戦後課題化されたことに集約されており、加藤氏により、研究の戦前段階の遺産の「しきうつしの踏襲」から「基礎過程の変化を見落とすというあやまりのほかは国家独占資本主義的蓄積方式が視野に入らず、方法的にも問題を農業か経営かというように一面的にとらえる誤り」をお

かし、「問題を全機構的にとらえようとしない一面的な研究方法」の弱点をさらけ出していることが指摘される⁽⁵⁾。さらに第二の点で、労働政策と社会政策とが「同義」であると前提したうえで、社会政策を「譲歩の側面」に固定して理解することが国家独占資本主義労働政策の分析を阻害するとして批判し、服部英太郎氏において不鮮明であった「全機構」的分析の内容を社会政策研究史の整理によって明らかにすべきだということが主張される。

国家独占資本主義社会政策（加藤氏では社会政策Ⅱ労働政策であり、われわれにとつてはあくまでも社会政策としての分析である）研究方法を「全機構」的把握の方法として確定することによって、戦時労働体制の主題が規定される。すなわち、労働問題にたいする国家政策を国家独占資本主義の政策体系の中で正しく把握することが、「全機構」的把握の内容であることから、ここでは戦時労働政策の解明を、国家独占資本主義労働政策の一形態としての全般的労働義務制として分析することが課題となる。しかも全般的労働義務制をその経済的基盤と法的措置とにおいて「全機構」的に分析することは、全般的労働義務制を徴用制を軸にして分析することによって、徴

用制の研究としては内容を詳細なものにしてはいるが、その方法に制約されて全般的労働義務制が政策的に、また機構論として把握されることを結果している。

「全機構」的分析が、「経済的基礎」と「法的上部構造」に規定された「制度」の展開としてとらえることを内容とするならば、全般的労働義務制は（戦時）国家独占資本主義労働体制としてではなく、（戦時）国家独占資本主義下の労働政策としてとらえることを意味する。このことは、国家独占資本主義の理解にかかわるものであるが、分析対象が微用制に集約されたことで、戦時日本資本主義の工場法とその関連諸法令の分析が軽視され、したがって社会政策と戦時労働政策の関連分析が欠落し、労働政策を「国家独占資本主義の資本蓄積との関連で体系的に把握」⁸⁾することが国家独占資本主義の蓄積そのものの問題であることが見落されることとなった。こうして社会政策と労働政策とを「同義」とすることは、国家独占資本主義社会政策論としてはきわめて重大な問題なのである。

(1) 「賃労働の理論」からすれば、社会政策は労働経済論の第三の分野に属し（隅谷三喜男「労働経済論——分析のため

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

の枠組み」講座労働経済第一巻『日本の労働市場』日本評論社、一九六七年、三三四頁）、社会政策論と労働経済論は対立するものとしてではなく、社会政策論が労働経済論の枠組みの中でそれを基礎として展開される（隅谷三喜男「労働経済論」筑摩書房、一九六九年参照）。社会政策のこのような位置づけは、社会政策を労働政策と同義に理解すること（前掲、隅谷三喜男「労働経済論——分析のための枠組み」三三四頁、前掲、隅谷三喜男「労働経済論」筑摩版四八頁）と無関係ではないようである。

社会政策論と労働経済論の対立契機を明らかにするために、戦時社会政策論を「その歴史的现实にいかに対処するかを契機として、社会政策論史に刻みこまれた変化のあと」によって反省（戸塚秀夫「戦時社会政策論の一回顧」東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第二一卷第一号、一九六九年）し、そこから、社会政策論と労働経済論の一つの対立契機の成立をこの戦時下の「屈折」において最も顕著に現われた「抽象的社会政策論」の性格に求める考えもある（戸塚秀夫「労働経済論と社会政策論」経済学全集第一九巻「労働経済論」筑摩書房、一九六九年、別冊所収）。しかし、社会政策論と労働経済論の対立契機は、そのような経済理論としての不徹底さからくる「抽象性」にあるというよりも、戦後、服部英太郎氏による問題提起の「問題意識」の背景にあった「社会政策の危機」の事実からの抽象にこそあったといふべきであろう。この抽象性が、労働経済論における社会政策と労働政策の同義理解を

可能にしたのである。したがって社会政策論と労働経済論の対立点の形成過程は、「社会政策の危機」からの抽象、つまり服部氏の「問題意識」の欠落を論争の諸過程の中で明らかにすることによって把握しなければならない。そのとき、戦時社会政策論の反省は、戦後論争の発端の「問題意識」を理解し、「社会政策の危機」の内容をとらえるための手がかりを得るために必要な作業となるであろう。

(2) 「賃労働の理論」は労働市場分析からはじまる。それは(1)資本の生産要素としてではなく、「資本に対して自己の主体性を維持しようとする賃労働」を考察するものであり、(2)そこでは価格分析としてより具体的な次元での分析をなす。それは価格が競争関係に媒介されて決定されるのは市場においてであるからである。しかし労働市場はたんに流通過程の問題ではなく、それ自体労資の対抗の場としてとらえられている（前掲、隅谷三喜男『労働経済論』筑摩版五四頁脚註(1)）。労働市場が労資対抗関係の場としてとらえられることで、「労働力の取引き関係」としての労使関係論へと展開し、労使関係論の主要な分野として労働組合論とさらに賃銀論が同一の理論的枠組みの中で体系化される。このような理論体系からすれば、戦時労働体制の分析は、そこでは労働組合の媒介のない労働力の取引きが、国家の介入による労働市場の特殊な問題として解明されざるをえない。しかも労働時間など労働条件の問題も継続的雇用労働者の問題として労働市場論で総括されるにおいては、戦時労働体制を戦時強制労働を生みだした戦時ファッション的

労資関係として分析することは当初からありえないことである。

(3) 隅谷三喜男、小林謙一、兵藤剣『日本資本主義と労働問題』東京大学出版会、一九六七年、第四章第四節「戦時労働体制の展開」参照。

(4) 講座『日本資本主義発達史論』Ⅲ、日本評論社、一九六八年、二七一頁。

(5) 加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』御茶の水書房、一九七〇年、一〇頁。

(6) 同書、二〇頁。

(7) 服部一岸本論争をとりあげ、そこでの両者の行きちがいの原因が、国家独占資本主義資本蓄積がもつ広範な政策内容を理解するか否かの違いに起因することが指摘される（前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』一四一七頁）。しかしこの国家独占資本主義資本蓄積の広範な政策内容は、その理解のために社会政策と労働政策の関連を明確にすることを必要とするであろう。

(8) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』一頁。

(2) 国家独占資本主義労働力政策論の課題

労働力政策の研究は、日本資本主義の現段階での労働力政策の展開に触発されて進んだ。その理論的到達点は、(1)国家の長期経済計画と関連して労働力政策をとらえること、(2)

「産業合理化」の段階に対応する労働力政策の具体的諸形態の把握、(3)失業者が結集し抵抗することを抑圧し、失業対策の労働力政策へこれを吸収せんとする意図を明らかにしたことにある。しかも今日の労働力政策が「労働力誘導」政策として、その「労務配置」政策としての統制的性格を一段と強めつつあるとき、労働力政策を国家独占資本主義労働政策の体系の中で明らかにすることは重要な課題をなすであらう。それは労働問題にたいする国家政策としてよりも、国家独占資本主義の労働問題として解明されるべきものとして、労働問題研究の今日における最大の課題をなすものといえよう。したがって、労働力政策は、日本資本主義の現階梯の規定とかわって分析されねばならない。それは「社会政策の危機」から抽象的であることを防ぎ、さらにかつて階梯規定を脱落させた戦時社会政策論の理論的後退の撤をふたたびふまないためにも必要なことなのである。

では、日本資本主義の階梯規定とかわって、労働力政策を国家独占資本主義労働問題として解明するにあたって明らかにされねばならない問題は何か。それは資本蓄積を規定するものとして立ち現われるにいたった労働力政策の位置を明

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

らかにし、そのことによって、日本資本主義の階梯を明らかにすることであらう。またその内容は、(1)低賃銀労働の窮極形態たる強制労働を体系的に生みだす労務動員体制の分析によって明らかにされるであらう。戦時日本資本主義の全般的労働義務制も、この強制労働が資本蓄積に必然するものであることを明らかにすることとして課題化されるべきである。それゆえ、労働力政策の分析は、資本蓄積の階梯的特質にかかわるものとして、強制労働機構たることの解明を課題とする。つまり、強制労働を生むものとしての労働力政策の機構的分析が課題ではなく、資本蓄積の階梯規定の内容としての労働力政策の解明が課題たるべきである。だから、日本資本主義の戦時強制労働は、労務動員機構から分析すべきでなく、戦時下の資本・賃労働関係再生産の内容として分析すべきものである。歴史の推移を法的に明らかにするためには、機構的分析では不十分であり、資本蓄積の「敵対的性格」において労働力政策をもとらえることが必要だからである。労働力政策が資本にとっては資本蓄積の必須の条件でありながら、労働者にとっては強制労働を生む機構たることこそ、資本蓄積の階梯規定とかわった労働力政策の内容であらう。(2)ま

一一九 (三九一)

た、労働力政策を資本蓄積の階梯とかかわって明らかにすることが、労働力政策を資本蓄積の「敵対的性格」においてとらえることであるならば、労働力政策が労働者を強制労働に追いたてる内容は、資本・賃労働関係の特質として明らかにされるべきであろう。すなわち、資本蓄積は資本関係そのものを一方には資本家を他方には賃銀労働者を生産しかつ再生産するのであるが、そこでの資本関係は剰余価値生産の条件に規定されるであろう。だから労働力政策もこの剰余価値生産の条件に規定され、そのことにおいて政策としての具体的形態と展開とを規定されるであろう。ここに労働力政策が資本主義の産業合理化として解明されねばならない論拠がある。ところで、今日の労働力政策が賃銀政策を従属させた労働力確保政策として進行していること、またそれは「職業選択の自由」の権利を侵害するものであるのみならず、「事業主の雇用管理についての自主性」さえふみにじって独占資本に有利な労働力配置を推進していることを特徴としている⁽⁷⁾。その意味では、第二次世界大戦中の国家総動員体制における労働員ときわめてよく類似している。今日の「労働力不足」がもつ資本蓄積上の深刻さは、国家や資本がこれまでの「労働力流動化」政策を労務統制にまでおし進めざるをえないであろうという認識と、戦時体制下の労働力政策研究の必要性を眼前にのぼらせずにはおかない。しかも、戦時体制下の労働力政策と今日の労働力政策の「類似性」は、これら労働力政策が資本主義の内部において必然的に発生するものであり、資本主義の危機に由来するものとして把握されるべきものであることを示唆している⁽⁸⁾。このことは、戦時体制下の労働力政策ないし戦時労働政策の研究の意義を、国家独占資本主義「下」労働問題における政策的研究」として、「日本国家独占資本主義の一段階の事象のみからの抽象」ではなく、「戦前段階をもふくめた労働政策を国家独占資本主義の資本蓄積様式との関連で体系的に把握」することに求めさせうる⁽⁹⁾。しかしながら、国家独占資本主義の労働力政策ないし労働政策の研究が、戦時労働員体制分析を必要とすることが、国家独占資本主義労働政策の一般的理論を明らかにするために戦前段階をもふくめて解明しなければならないからというだけなら、日本資本主義の歴史過程が脱落し、ひいては論理としてもその抽象性のゆえに破産せざるをえなくなるであろう。われわれにとって必要なことは、戦時下の分析と戦後の分析を

一貫した歴史過程としてそこでの法則性を明らかにすることである。その意味ではそれは政策史ではなく、日本資本主義論であり日本国家独占資本主義論である。

なお労働力政策分析においてのもう一つの課題は、これら労働力政策が戦時社会政策論の理論的後退とその戦後の継承にしか過ぎない労働問題理解の生産力説を生みだした根拠の解明である。それは労働力政策が産業合理化と結合していることによって、その国家政策が若干の「近代化」をもちこまざるをえなかったことによる。すなわち、労働力政策は生産関係体系におけるおくれた部分と矛盾することによって、若干の修正、「近代化」を必要とした。たとえば戦後においては「民主主義的偽善」が労働力政策のために重要な役割を果している。労働力政策のこの性格が、資本蓄積の階梯を反映した「社会政策の危機」を意味するものにもかかわらず、逆にそれからの抽象を可能にし、「賃労働における封建性」論争を契機として社会政策論からの最終的脱却をなさしめるのである。

(1) 黒川俊雄・加藤佑治『労働力流動化』政策とその背景

〔労働・農民運動〕一九六七年九月号所収 二八頁。

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』(三好)

(2) 同書、三〇頁。

(3) 同書、三一頁。

(4) 労働省は昭和四六年度から、重点産業として鉄鋼、電力、機械などの基礎資源型工業と高度加工産業および運輸、通信、医療、保険業などの公益事業の合計一二業種を指定し、鋳工や塗装工など一七職種につき、就職資金手当や訓練手当の支給をはじめとして「労働力誘導」政策を導入する構想を打ちだした(『日本経済新聞』一九七〇年七月三一日号)。

(5) 戦時社会政策論における理論的後退の原因は、この資本蓄積の階梯規定の脱落にあった。この脱落によって、戦前の社会政策論が戦時下の「変化」をとげ、またその「抽象性」を戸塚氏のいわれる内容とは違う意味で(前掲、戸塚秀夫「戦時社会政策論の一回顧」、抽象性を生んだものと考えられる。この「抽象性」こそ、服部英太郎氏が戦時社会政策の「国家目的」の是認を前提して戦時社会政策論を展開した(前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』八頁)ことの原因でもあった。

(6) 加藤佑治『労働力流動化』政策と賃金政策(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第一号、一九六六年所収)三二七頁。

(7) 前掲、黒川俊雄、加藤佑治『労働力流動化』政策とその背景」三二七頁。

(8) 加藤氏は、戦前段階と今日段階の労働力政策は「両者とも各段階の日本資本主義の構造的矛盾の顕現、その危機の克

服を使命として立ちあらわれて来ているという点で大きくは範疇を一つ」とするものとされている（前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』二六三頁）。

（9）前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』「はしがき」および一頁。

二 「全般的労働義務制」解明の理論構造

（1）理論構成——旧稿との関連を含めて

本書の構成は以下のとおりである。

まえがき

序章 問題の所在と研究の前提

第一節 研究の現代的意義——国家独占資本主義労働

政策と日本労働問題研究の反省

第二節 国家独占資本主義労働政策としての全般的労働義務制の考察

労働義務制の考察

第一章 日本における全般的労働義務制の法的発生

第一節 全般的労働義務制の法的発生経過

第二節 全般的労働義務制の法的発生諸条件

第二章 日本における全般的労働義務制の成立

第一節 国家総動員法における徴用規定の特質

第二節 全般的労働義務制の法的確立

第三章 日本における全般的労働義務制の展開

第一節 全般的労働義務制展開の諸前提に関する若干

の考察

第二節 全般的労働義務制の基軸としての徴用制の実

施と展開

第三節 全般的労働義務制の基軸としての徴用制の実

態

第四章 日本における全般的労働義務制の挫折と再構成

第一節 日雇労働者層把握の失敗と全般的労働義務制

の挫折

第二節 植民地労働力の導入による全般的労働義務制

の再構成

第五章 日本帝国主義の敗北と全般的労働義務制の崩壊

あとがき

以上

また、本書の課題は、国家独占資本主義諸政策の体系的把握の一環としての「労働問題における政策的研究」にある。

こうした分析のためには、「これまでの国家独占資本主義の

労働政策を国別にまた歴史的かつ具体的に分析し、その総合」が必要だとし、そこから「まさに労働政策とくに労働力確保政策が全国家政策の中軸にすわっていたように見られる日本の戦前段階の分析」が不可欠の課題となるとされる。⁽¹⁾

さらに、労働政策が国家独占資本主義経済政策の主要部分をなし、その労働政策の中軸として「全般的労働義務制」を位置づけ、しかもそれが戦時日本資本主義で全面展開をなしたとげたことから、この本書の課題は、戦時体制下の「全般的労働義務制」の展開過程を究明することを視角として分析されることになる。

「全般的労働義務制」の一般的解明によって、「その発現は主として階級斗争によって妨げられるとはいえ、資本主義発展の必然的帰結」として独占資本主義の段階であらわれてくる「労働力確保政策の最高形態」たることが明らかにされた。

ついで全般的労働義務制成立の前提として、その「法的根拠の発生過程」の分析からその全展開過程が解明される。この章では、(1)日本においてなぜこの時期に国家独占資本主義労働力政策の法的基礎があらわれ、(2)しかも全般的労働義務

制の形態をとったか、⁽³⁾の問題がとりあつかわれる。この問題意識は以下の全分析過程に一貫して流れ、「戦時経済の進展にもなつて起つた半封建的零細耕作を基軸とする蓄積方式の動揺とこの崩壊をくいとめるために、全般的労働義務制を根幹とする一連の労働政策によって、その高度の蓄積率を補強」する過程として解明される。すなわち、軍需生産体制の強化のもとでの生産手段生産部門の高度化が、「一定水準を有する労働力を大量に必要とする」にいたることと、「より少数の農民による食糧の剰余生産物の増大」要求とが、「当時の日本資本主義にとって一個の矛盾であった」ことを明らかにすることが、労働者階級や農民の組織的抵抗運動の問題とともに戦時日本国家独占資本主義労働政策分析の内容をなすのである。

全般的労働義務制が日本資本主義の蓄積方式の特質たる低賃銀体制の「補完的機能」を果すものとして形成されたこと⁽⁶⁾からすれば、低賃銀の最底辺を形成する日雇労働者把握の失敗は全般的労働義務制の意図を挫折させることになり、その再建のために植民地労働力の強制移入による全般的労働義務制の再編成が問題となる。ここに全般的労働義務制の全変遷

過程がとりあげられ、明らかにされる。ついで日本資本主義の戦時経済の崩壊とともにその労働政策も事実上破産し、日本帝国主義の敗北とともに全般的労働義務制も崩壊することとなる。

以上が本書の概要であるが、戦時労働政策を「全般的労働義務制」の生成、展開・消滅の全過程として解明せんとする意図は、加藤氏が一九六五年に発表された論稿「日本における『全般的労働義務制』の成立——国家独占資本主義の労働力確保政策の問題に関連して——」(『土地制度史学』第二八号)に発する。それ以後本書の原型となる諸論稿が一九六九年までに次々に発表されたが、それらの諸論稿は本書の中では若干の補筆・是正がなされている。いまその跡を追いつながら加藤氏による日本国家独占資本主義労働政策論の形成過程を明らかにし、本書の内容をもう一度内的側面から明らかにしてみよう。それは加藤氏にとっては迷惑な穿鑿となるかも知れないが、国家独占資本主義労働政策の理論展開を一層鮮明にするために敢てとりあげることにする。

日本資本主義における全般的労働義務制の法的発生は、軍需工業動員法(一九一八年)にさかのぼる。しかし全般的労働

義務制が全面的に展開したのは、一九三八年の国家総動員法の制定以後のことである。この軍需工業動員法の制定と国家総動員法による全般的労働義務制の全面展開までの期間は一切どのような内容をなしたのであるか。この問題について、旧稿との間に若干のくい違いがみられるようである。

さきに掲げた「日本における『全般的労働義務制』の成立」によると、「一九二一年のワシントン会議を契機とする内外の軍縮論は、第一次大戦期に生れ出た、この『軍需工業動員体制』を一時的に事実上の消滅に至らしめるための重要な要因をなした」となっている。しかし本書では「第一次大戦期に原型を成立せしめたこの軍需工業動員体制は、後に詳述するように、その後も一定の量的な変化をとげ、これが新たな情勢のもとに質的な転化をとげるに至る」とされている。また別の箇所ではそれを敷衍して、「第一次大戦下に成立した軍需工業動員法は一九三七年までほとんど実質的な適用を見ることなく、いわば冬眠の状態を続けてきた。だが、法律の実際の適用はなくとも、第一次大戦時にこの法律を主軸として成立した軍需工業動員体制は、一時的には消滅したかに見えながらも、さまざまな形態で存続し労働者階級を中心とす

る民主主義勢力の圧殺を捭子とした満州侵略開始後、とくに日中戦争開始後の前述したとき新たな情勢のもとに急速な整備を見、ついに軍需工業動員法の適用（実際にはこの法律の復活）となり、さらに国家総動員法に転化する」とのべられている。ではその中で「一定の量的な変化」として「さまざまな形態で存続」したとされる内容は何か。それは、労働力不足にたいする措置としての「国家権力による労働市場への直接的干渉」であり、軍需工業動員法の具体化としては一九一九年の軍需調査令と一九三七年の工場事業場管理令があげられる。またさらに、第一次大戦後いくばくもなく「事実上解体をとげた」軍需工業動員体制も、一九二七年の資源局設置、一九三五年の内閣調査局設置と企画庁への改変（一九三七年）、資源局と企画庁の合併による企画院設置（一九三七年）、軍需工業動員法の日中戦争への適用（一九三七年）という事実経過によって国家総動員体制に継続したとされている。

本書において、軍需工業動員体制が国家総動員体制に展開する過程が旧稿より精緻化される。この精緻化における論理は、国家が労働市場に介入せざるをえないような深刻な「労働力不足」が、「上部構造」の展開を「促進」することにあ

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

る。この「上部構造」の展開は、労働者階級への弾圧と全般的労働義務制の成立として具体的にとらえられる。

しかし、軍需工業動員法は一部の平時における奨励規定が発動されただけで、一九三七年の「適用法」の実際の発動も一九三八年になってからであった。⁽¹⁰⁾だから、この軍需工業動員法の制定と発動のズレの事実をどうみるかということは大きな問題である。加藤氏はこの問題を、「上部構造」の発展における継続性によって軍需工業動員体制と国家総動員体制の連関をいいつつ、軍需工業動員法体制は「事実上」消滅したとして、旧稿で不明瞭であったのを分析を精緻化することで解決しようとされた。したがって加藤氏は、このズレの問題を「上部構造」上の問題と全般的労働義務制の内容の問題に分けることで解決しようとされているようである。それはまた、土台の「促進」による「上部構造」の変化を明らかにすることが「全機構」的把握であるとする分析方法の帰結ともいうべきものであろう。⁽¹²⁾こうして加藤氏においては、軍需工業動員体制、国家総動員体制が法体制として機構的にとらえられ、そのことが全般的労働義務制の中軸としての徴用制の淵源を徴発令にまでさかのぼらせることになるのである。

ところで、戦後今日の労働力政策が戦時体制下の労働力政策と酷似し、全般的労働義務制への傾斜を深めつつあるという認識にたてば、この戦時下の全般的労働義務制の分析もその歴史的位位置をふくめて全面的な解明を必要とするであろう。

旧稿の「いわゆる『全般的労働義務制』の本質をめぐって——とくにその概念形成の問題を中心に——」(専修経済学論集第五号、一九六七年)はそうした意図をもった論稿といえよう。それは全般的労働義務制成立の論理と概念の確定によって、国家独占資本主義労働政策としての全般的労働義務制の一般的性格を明らかにすることであって、全般的労働義務制のこうした一般的考察は、加藤氏にとっては戦時日本資本主義での労働政策を国家独占資本主義労働政策として解明するために不可欠の前提作業であった。しかも、「資本主義のもとでの全般的労働義務制は資本の蓄積要求が戦争という条件、したがって労働者階級の相対的敗北と劣勢という条件のもとで促進せしめられた結果として生れたものであり、銀行、シンジケート等と同じく資本主義の胎内に芽生えた、社会主義経済の形式的前提である」という結論を「一般的考察」によって明らかにし、それを分析手段として日本資本主義の戦時

労働政策を解明するとき、それは今度は理論としてでなく歴史分析とならざるをえまい。またこのような分析方法によって明らかにされる結論は、日本帝国主義の特質、すなわち「生産の高度の集積、高度の『社会化』を基礎とした最新の金融資本の独占を、植民地を不可欠の構造的一環とした半封建的諸関係によって代位・補充しており、これを支えるものが強大な軍事力であった」⁽¹³⁾ことよって、その労働政策は当初から植民地侵略と結合して弾圧政策として現われ、これにより全般的労働義務制が全労働政策の基底となったというこの分析につきるであろう。こうして以下の分析が全般的労働義務制を軸として展開されることとなる。

さらに、旧稿との関連で若干の補強をみた部分は、農業労働力「枯渇」の背景としての「半封建的寄生地主制」の評価についてである。すなわち、加藤氏は旧稿と同じくそれを「根本的には変化をしなかった」としつつ、本書では栗原百寿氏の説によりながら「実質上の地主制が急激に機能喪失しながらも、その建前としての土地所有関係を維持しなければならぬ現実」⁽¹⁴⁾によって、徴用制が全般的労働義務制の中軸として展開することとなった根拠を明らかにされる。しかし、

低賃銀基盤を動揺させるこの「半封建的寄生地主制」の「機能喪失過程」において、低賃銀基盤を維持するために「建前としての土地所有関係の維持」がはかられるというとき、賃銀論としては「低賃銀構造論」の論理をそこにみるであらう。またそれでは戦時下の「職工農家」をどう評価するのか、といった問題もそこにはあるといわねばならない。

- (1) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』一九頁。
- (2) 同書、二一―二二頁。
- (3) 同書、五一―五二頁。
- (4) 同書、四頁。
- (5) 同書、一一八頁。
- (6) 同書、六九頁。
- (7) 前掲、加藤佑治『日本における『全般的労働義務制』の成立』三八頁。
- (8) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』七九頁。
- (9) 同書、一〇一頁。
- (10) 通商産業省編『商工政策史』第二卷、産業統制、一九六四年、三一頁、一五六頁。
- (11) なお、加藤氏の専修大学『専修経済学論集』第二号および第三号所収の論稿については、残念ながら対照し検討することができなかった。
- (12) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』四二頁。
- (13) 同書、四四頁。

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

(14) 同書、一五三―四頁。

(2) 「全般的労働義務制」展開の論理

全般的労働義務制の「一般的考察」について、日本国家独占資本主義労働政策と全般的労働義務制についての若干の考察がなされる。そこでは、日本帝国主義的特質から「強権的労働政策」が国家独占資本主義労働政策として当初から出現し、この「強権的労働政策」の実質上の成功が全般的労働義務制をして全労働政策の基底たらしめたとされる。

本書では、日本資本主義における全般的労働義務制の全面的展開の歴史過程は、(1)「労働力不足」によってもたらされた「促進」と、(2)この「促進」による「上部構造」の変化過程として「全機構」的把握がなされる。以下その歴史過程分析の論理構造を跡づけつつ問題の所在を明らかにしてみよう。

〔展開Ⅰ〕

日本資本主義における全般的労働義務制の法的発生は、一九一八年の軍需工業動員法に求められる。この軍需工業動員法を成立せしめた基底条件、つまり軍需工業動員法が日本国家独占資本主義の労働力確保政策として成立した条件は、「日本資本主義の軍事的性格に基因する独特な資本蓄積の進

行、具体的には八幡製鉄をはじめとする官営軍需工業において優秀な国外品をもってする固定資本の大量の新設と拡大が行なわれ、この新設・拡大された生産手段に対応した膨大な基本原料（鉄・石炭）の確保とならば大量の熟練並びに『平準的』労働力確保を必要とした⁽¹⁾ことと、ロシア十月革命、プレスト・リトヴスク講和からくる危機感やヨーロッパ諸国の労働力政策の影響などがあげられる。とくに「労働力不足」については、膨大な軍需発注による再生産構造の第一部門拡大過程でもたらされた「労働力不足」であって、この軍需発注は「第一次大戦以来の恐慌と不況の連続のなかで独占体制が進展し、かつこれが労働者階級にたいする弾圧を背景とした大恐慌の対策を通して一定の成功をおさめていた⁽²⁾」ことが、それ以後に採用された一連の国家独占資本主義的政策の成功を生む経済的基礎となっていたことが主張されている。この「労働力不足」は、戦時下国家総動員法が展開する時期には、(1)半封建的構造下の農業労働力の「枯渇」、(2)軍事動員による労働力不足の深刻化、(3)生産力停滞下の第一部門拡大による「平職工」不足として特徴づけられている⁽³⁾。また、この農業労働力の「枯渇」が低賃銀基盤を弛緩させることか

ら、都市労働力を強制調達するための徴用制の成立がとかれる。

こうして加藤氏においては、労働力不足は(1)軍需工業を軸とした第一部門の拡大による産業構造の「高度化」と、その拡大過程が生産力の停滞のもとで進行したことと、「平職工」不足を結果したという戦時生産力構造においてとらえられている。だから、労働力の配置もこの生産力構造に相応じるものとして成立する。(2)つぎに農業労働力の「枯渇」が低賃銀の基盤を弛緩させるが、拡大する労働力需要を都市労働力の動員にもとめることで、農業における労働力流出を防ぎそこで土地所有関係の維持をはかることで、低賃銀基盤の動揺に対処する。これが都市労働力の強制調達としての徴用制成立の論理である。

第一の理論においては、軍需工場とりわけ大資本への労働力の集積が戦時生産崩壊過程でもつ資本蓄積機構としての内容が残されるであろう。したがってそこでは、軍事経済体制の形成が戦時産業合理化として展開し、その過程の中で起った労働力不足の問題としての解明が残された課題となるであろう。また第二の理論においては、戦時下農民層分解に関連

して「職工農家」の問題があるが、それを別としても、徴用制が都市労働力の強制調達たるべきとき、それまでの低賃銀の構造的基盤の一つであった都市停滞失業者層との関連はどうなるのか。都市労働力は企業整備などによる都市における相対的過剰人口の強権的創出の問題を抜きにして論ずることは出来まい。これが残された課題であるが、それは加藤氏が全般的労働義務制を徴用制を軸として展開されるとき、「どうして全般的労働義務制の形態をとってあらわれたか」という問題設定をしたことが戦時失業問題の視角を欠落させたことによってもたらされた問題であったといえるであろう。

〔展開Ⅱ〕

土台の「促進」にたいし「上部構造」における展開として、(1)徴用制が全般的労働義務制の基軸であることから、この徴用制の「上部構造」における全展開過程の分析が課題の中心となる。

一八八二年の徴発令は、国家独占資本主義労働政策の端初としての軍需工業動員法の中で貫徹し、この軍需工業動員法は国家総動員法での徴用制に法的基礎を提供したとされる。徴用制は徴発令から軍需工業動員法、国家総動員法へと展開

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

する中で、徴用対象を拡大し、その機構を整備した。こうして展開した徴用制の本質は、低賃銀基盤の再編・補強機構としてとらえられている。それゆえ、軍需工業動員法の労働統制条項の成立を、「第一次大戦時における基幹産業部門での歴大な固定資本の新設と拡大に応じて必要とせられる大量の労働力の吸引に際して動揺を来たしつつあった従来の価値法則以前の生産関係―半隷奴的賃金体制にもとづく低賃金を維持し、普遍化するために出現」したものとしてみとらえ、こうして成立した法的根拠は「第二次大戦以後、日本資本主義が生産手段部門の高度の発展を不可欠の条件として迫られたとき、従来の低賃金構造を維持しつつこの課題を達成するために新たな装いをもって一挙的に出現」⁽⁴⁾し、全般的労働義務制の全面展開をみることとなつたとされる。つぎに、(2)全般的労働義務制の端初をなす軍需工業動員法成立の条件として、徴発令の存在、「半封建的な労働力制縛形態」⁽⁵⁾の動揺、労働運動の未成熟があげられており、国家総動員法にもとづく全般的労働義務制の全面的展開の条件としては、戦時国家独占資本主義の成立と、そこにおける「一定水準を有する労働力」の大量需要と少数農民による食糧の剰余生産物の増大要

求との間の矛盾、⁽⁶⁾「労働力不足」におけるとくに農村労働力の「枯渇」、法定的上部構造の「促進」、階級斗争において労働者階級が相対的に敗北したことなどがあげられている。⁽⁷⁾

第一の理論では、動揺する低賃銀基盤の再編・補強機構としての徴用制の展開が論じられるが、そのとき徴用制が全般的労働義務制の基軸であることの内容は、低賃銀基盤の維持のために都市労働力の強制調達の方が必然的に生じてくるという論理からはただ制度的な発現形態の問題としてしか明らかになされえないであろう。したがって徴用制を「国民皆働」体制と関連してその位置づけを試みるものが残された課題となる。この課題は国家総動員体制を、また「国民皆働」体制の本質解明を戦時経済体制として明らかにすることには解きえないであろう。またこの課題が解明されることによって、加藤氏とJ・B・コーヘンとの徴用制をめぐる若干の評価の相違についての結論もくだしえよう。第二の理論については、徴用制を中心とした全般的労働義務制の成立条件が論じられる。しかし「低賃銀構造論」としての徴用制の理解からは現員徴用制の解明は不充分とならざるをえないが、徴用制、さらに全般的労働義務制の成立条件の解明のこのよ

うな論理からは、この現員徴用制の意味は明らかにしえないであろう。こうして全般的労働義務制がもつ強制労働機構としての側面の解明が課題として残されることとなる。

〔展開Ⅲ〕

全般的労働義務制が「労働力確保政策の最高形態」としてとらえられることによって、徴用制を中心とした労働力動員の展開は都市の停滞的過剰人口をくいづぶし、それが日雇労働者の未曾有の賃銀騰貴をもたらし、「徴用制を主軸とする労働規制によってつくり上げられた低賃金体制を動揺させた」⁽⁹⁾とされる。さらに、「半封建的基本構造をその支柱とする、日本戦時国家独占資本主義の労働力確保の狭隘性」⁽¹⁰⁾による全般的労働義務制の挫折を、植民地労働力の強制移入によって再編成し、低賃銀構造を再補強したことがとかれる。

しかし「労働力確保政策」としての全般的労働義務制を挫折せしめた「日本戦時国家独占資本主義の労働力確保の狭隘性」は、他方では低賃銀の基盤でもあったわけであって、ここでは戦時下の労働力不足がこの基盤をして桎梏とならしめたほどの規模に達したことの解明を必要とするであろう。すなわち日本資本主義の「脆弱性」が戦時産業合理化過程で破

産するにいたった過程の分析の問題であり、これがここでの残された課題をなすであろう。またこの日本資本主義の「脆弱性」の破産過程の分析によって、戦時労働政策の見せかけの「近代化」の性格が発生する論理をも明らかにすることができるであろう。

- (1) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』五二頁。
- (2) 同書、八五頁。
- (3) 同書、一一二—一三頁。
- (4) 同書、一二四頁。
- (5) 同書、六五—七一頁。
- (6) 同書、一一七—一八頁。
- (7) 同書、第三章第一節参照。
- (8) J・B・コーヘンとの評価の違いは(1)現員徴用制が含まれていないこと、(2)徴用制の労働動員そのものとしての側面の評価がないこととの二点からくるとされている(前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』一六三—一五頁)。
- (9) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』二二六頁。
- (10) 同書、二二三頁。

三 国家独占資本主義労働力政策の基本論点

(1) 社会政策と労働政策

国家独占資本主義の資本蓄積において必然化されるものと

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』(三好)

しての労働力政策は、政策論としてではなく、国家独占資本主義論そのものとして重要な分析課題をなす。われわれは本書を通して明らかにしたそこでの残された問題を、このような視角から若干の整理をなしておこう。

まず、国家独占資本主義の労働問題把握の方法に関して若干の検討を加えてみよう。

日本資本主義の労働問題研究の原点は、(山田盛太郎氏の『日本資本主義分析』(以下『分析』と略称する)に求めうるであろう。しかしこの山田氏の分析方法の基本的継承の過程において派生した理論的対立と混乱とは、山田氏の方法が労働問題研究方法としてもつ限界をも同時にあらわなものとしたといつてよからう。

加藤氏によれば、戦時労働問題研究の主潮流は『分析』の成果から出発しつつ、それを安易に継承して「賃労働における封建性」をとぎ、農地改革による基礎過程の変化 \parallel 地主制の解体が明らかになると一転して労働問題の規制要因を「企業内部にもとめる」という動搖をきたしたとされる。そして「このような戦前段階の達成を直接しきうつし的に踏襲したとすれば、基礎過程の変化を見落すというあやまりのほかに

国家独占資本主義的蓄積方式が視野に入らず、方法的にも問題を農業か経営かというように一面的にとらえる誤りをおかすことも当然⁽¹⁾だといわれる。そこでこの労働問題研究方法

の限界を打破するためには、山田氏の『分析』における限界を明らかにすることが必要となるが、それは『分析』のかかれた段階から来る制約によって、「戦時経済の進展にともなうて起った半封建的零細耕作を基調とする蓄積方式の動揺とこの崩壊をくいとめるために、全般的労働義務制を根幹とする一連の労働政策によって、その高度の蓄積率を補強⁽²⁾」したという国家独占資本主義的蓄積方式が直接の分析対象とされなかつたことの反省であるとされている。またこの反省こそ、国家独占資本主義労働政策の「全機構」的把握の内容を規定している。

しかし、国家独占資本主義の資本蓄積としての問題の前に、日本資本主義の低賃銀についての理論的反省の問題がある。戦後の社会政策研究ないしは労働問題研究における一つの成果としての労働市場論の一定の評価にたった反省である。つまり『分析』の継承における「低賃銀構造論」を、労働市場論とつきあわせることによって一段と展開する必要があると

いうことである。しかしその作業は今日の労働市場論の批判をもって主要内容とするであらう。

労働市場論の今日の水準は、労働力析出形態（Ⅱ型）分析を生産力展開にともなう労働体系の変化との関連でなすところまできている。しかし、労働市場を「賃労働の再生産過程」としてとらえれば、それは「労働力の取引関係」として考察することになってしまう。労働力商品の需給関係が何によって規定されるか、またその規定要因をどうとらえるかがこの労働市場論反省の中心的課題をなしている。それは労働市場を資本蓄積の階梯的特質、つまり産業合理化過程に規定されたものとしてとらえることである。この産業合理化は、産業構造の変化をふくむ広範な内容においてとらえられるべきであり、したがって相対的過剰人口論を軸として展開される必要があるであらう。このような労働市場の分析は、資本蓄積のあり方にかかわって資本・賃労働関係が再生産され、この資本・賃労働関係が雇用形態や労働形態を規定することにおいて賃銀の内容が明らかにされることを可能とするであらう。

また賃銀の、そして資本蓄積のこのような内容における分析で、国家独占資本主義労働政策が生産力政策としてあらわ

れざるをえないという論理過程を明らかにしうるであろう。

それは社会政策論との関連でいえば、「社会政策の危機」の問題であって、戦後の社会政策論争の発端における「問題意識」を形成せしめたところのものにはかならない。またこの「社会政策の危機」の問題が労働者保護の政策構造の変化として解明されなかつたことよって、この論争過程から国家独占資本主義社会政策論の展開が妨げられたのである。それは戦時社会政策を社会政策としてとらえるために社会政策の理論の方を事実と適合させた戦時社会政策論にたいする反省が不充分であつたこと、つまり論争の端初における「問題意識」の鮮明なわりには理論的整理が未成熟であつたことによつた。

今日の労働運動における右翼の再編成の傾向やそうした事態を反映したもうした動向に理論的武器を提供しているところの労働問題分析における生産力説の成立基盤を明らかにするためには、労働者保護の政策構造の解明が重要な課題となるであろう。この点については、加藤氏は服部氏と岸本氏の論争をとりあげて、岸本氏が社会政策を国家政策の譲歩としての側面に固定することを批判し、国家労働政策としての

全面的把握を主張されている。しかしながら、加藤氏では社会政策と労働政策が同義のものとされていることから、国家独占資本主義のもとで、労働者保護の問題が労働力政策の中に矮小化されることの解明は不可能となるのである。

さて、戦時労働政策の研究は、この「社会政策の危機」の問題の解明にとつて重要な分析対象をなしている。その時、かつての戦時社会政策論が「政策提案」の学に転落したことにたいする反省がその出発点におかれねばなるまい。近頃、戦時社会政策論にたいする反省が起りつつあるが、そこで明らかにされるべき点は、(1)「政策提案」に墮した根拠を解明すること、(2)それには戦時労働政策と社会政策との関連を明らかにして、国家独占資本主義社会政策論の起点を確認することである。こうして戦時社会政策論のふくんでいる内容は、戦時下における学問という特殊な事情や戦前の事態といったことからくる問題⁽³⁾以上に、国家独占資本主義社会政策論における理論上の問題をもっているのである。

(1) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』一〇頁。

(2) 同書、三頁。

(3) 同書、一三七頁。

(4)

戦時社会政策論については、これまで多くの人が社会政策の本質論争と関連して論じてきた。その後論争の一時中断のあとに今日社会政策論の「再構成」が論議されるに至って再び問題となりつつある。たとえば、前掲、戸塚秀夫「戦時社会政策論の回顧」や、飯田鼎「社会政策論の「再構成」の問題——再び「独占資本主義段階における社会政策」と労働力政策に関連して、大河内一男、服部英太郎両氏の「戦時社会政策論」の再検討と批判——」（慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』第六三卷四号、一九七〇年所収）などがある。このような社会政策論の「再構成」がいわれるにいたった根拠は、今日の労働問題はウェツプ以来の伝統的労働組合論（機能論）ではとらええない状況ができてきていることによる。それは労働問題にたいする国家政策の現実的展開による。しかし国家政策をふくめた労働問題の研究は、逆に、これまでの労働問題の経済学としての理解からは一つの矛盾であるにはかならない。かかる矛盾について、一つには国家論が問題になるが、二つにはそのことと関連して「政策提案」の学に落ちこまないためにはどのような注意が必要かということが問題となる。そしてとくに第二の問題は必然的に戦時社会政策論の反省をもたらずであらう。

なお飯田氏の論稿では、「労働政策と社会政策とはどのような関係に立つか。また経済政策と社会政策とは、どのような側面において相接し、しかも相互に独立の地位を保つものであるか」ということを明らかにすることが、「独

占資本主義段階における社会政策の労働力政策との関連」を明らかにする上で重要な課題であると主張されている（同書、二頁）。だがその「関連」の解明は、かつて戦時社会政策論において、戦時社会政策を社会政策として把握した社会政策理論の理論的欠陥を明らかにするものでなくてはなるまい。

(5)

大河内一男「社会政策四十年」東京大学出版会、一九七〇年、二四六頁。

(2) 国家独占資本主義労働政策と全般的労働義務制

たしかに、日本国家独占資本主義の労働政策は、その最初から植民地侵略と結びついて弾圧政策として出現し、「その後展開される賃金、労働力、社会保障等々の一連の労働諸政策は、かかる強権的労働政策を前提としてはじめて行なわれたものであった」⁽¹⁾。では「一連の労働諸政策」の本質は何か。また「この時期（総動員体制下——引用者）には労働政策としては直接前面に出ず、日本国家独占資本主義の労働政策の主要課題は、直接の弾圧よりも生産増強によっていかに資本蓄積を高めるか、政治的には対立する帝国主義諸国との戦争遂行をいかに順調なものにするか」⁽²⁾におかれねばならなかったのは何故か。こうした問題を明らかにするためには、戦時労働

政策を国家独占資本主義の労働政策として、したがって全般的労働義務制についても、それを戦時下の特殊な問題としてではなく、国家独占資本主義労働政策における中軸形態として明らかにしなければならない。そのとき、戦時体制に起因する限界について配慮をおこたってはならない。「強権的労働政策」を前提として労働政策は展開し、この「強権的労働政策」が事実上成功してはじめて全般的労働義務制が全労働政策の基底たりうるというとき、戦後今日の段階からみれば労働運動における右翼的潮流、すなわち労働組合主義労働運動の役割が看過されることとなるであろう。

国家独占資本主義労働政策における労働組合主義的労働運動の役割を明らかにするのは、労働運動の盛衰を全般的労働義務制成立の条件として把握することからは不可能である。

それは国家独占資本主義資本蓄積において、労働政策が資本蓄積政策の一環として現われるということの中に、労働運動と労働政策の相互规定的関係が存在するということの解明を必要とする。したがって、この労働運動と労働政策との相互规定的関係の解明は、労働運動とりわけ労働組合運動の側からなされねばならないが、そのためには、労働組合の機能が

資本ないし国家によって形式的に吸収されて行く過程としての分析を必要とする。この過程は、戦時日本国家独占資本主義では工場法の制限・一時停止と社会保険の拡充が強権的（「ファッショ的」）労資関係を押しつけることを可能にしたものであった。また戦後においては、労働組合の争議権への強権介入によって労働運動を労働組合主義化しようとしたが、それは戦後の社会保障の体系的展開を意図的に利用したものであったことは明らかである。こうして労働運動は労働政策とかわりつつ労資関係を規定し、その労資関係の特質において全般的労働義務制は形成される。しかし同時にそれが労働運動の如何にかかわることにおいて、「資本主義発展の必然的帰結」であっても、けっしてその発現については法則的・必然的なものではないというべきであろう。

さらに、国家独占資本主義労働政策が生産増強を主要課題とせざるをえなかった戦時日本資本主義の資本蓄積の特質が明らかにされねばならない。それは戦時下の「労働力不足」を生みだした日本資本主義資本蓄積の特質として解明されるべき問題である。ここでは、熟練工不足が一般工不足まで深刻化した事態、つまり労働力の一般的・絶対的の不足によって

半封建的賃労働関係の解体と再編成が明らかにされねばならない。すなわち、絶対的賃銀の引き下げを、生産力の一般的停滞がみられるもとで労働力の置きかえによって実行する戦時産業合理化が、日本資本主義の「脆弱性」を破産させる過程の問題にはかならない。こうして戦時下における労働力政策は、日本資本主義の資本蓄積の「脆弱性」に規定されて成立しつつ、この「脆弱性」の破産過程において資本蓄積政策の一環として生産政策とならざるをえなかったのである。それゆえ、たとえ軍需工業動員法における労働統制条項が「大量の労働力の吸引に際して動揺を来たしつあつた従来の価値法則以前の生産関係Ⅱ半隷奴的賃金体制にもとづく低賃金を維持し、普遍化するために出現したものであつた⁽⁴⁾」としても、国家総動員法における労働統制が低賃銀構造の維持のために出現したものとみることが、戦時下資本蓄積の特質を軽視したものといわねばなるまい。すなわち、戦時生産崩壊過程における財閥を中心とした資本蓄積の特質において、この労働力政策の本質が明らかにされるであろうし、またそれが生産政策として現われた理由も明らかにしうるであろう。

こうして労働力政策が資本蓄積の基軸とならざるをえない

ことと、そのような資本蓄積の破産としての生産崩壊過程において、戦時労働政策は全般的労働義務制の形態をとらざるをえなかった。しかも労働力政策が農民層や都市自営層の所有関係にもふれざるをえなかったことにおいては、まさに資本主義の「危機」における政策にはかならなかった。

また、戦時日本国家独占資本主義の全般的労働義務制とつてのもう一つの重要な問題は、産業報国会運動と全般的労働義務制との関連における問題である。産業報国会は事業場単位で編成され、生産増強が事業場産業報国会の組織的運動として展開されたことが、全般的労働義務制における戦時強制労働をみるときに見落してならない点をなすであろう。産業報国会と工場との関係は表裏一体をなしていたし、そのような関係のもとで政府および地方庁の統制と指導とをうけていた。だから、国家による生産増強の至上命令は、この組織を通して生産現場における生産第一主義としてあらわれ、労資をあげての増産運動として展開したのである。生産増強運動を組織的に担った産業報国会の基礎組織である「五人組」は、産業報国会の組織が生産にたいする推進的役割をもつ以上生産活動の軍隊的統轄組織として生産組織を補完し、「能

率増進⁽⁶⁾」をその機能の一つとした。こうして生産増強運動の

中で「五人組」組織は、労働者の「主体的」な参加による強制労働を可能にしたのである。この産業報国会運動は、その組織が一応労働組織とは別のものであり、しかも運動体組織であったことから、全般的労働義務制における労働者の「主体的」参加の問題を提起しているといえよう。この問題は、全般的労働義務制と労働運動の関連をみるとき、労働運動を全般的労働義務制の成立条件としてみるのほか、全般的労働義務制の機構にそれが埋没することの問題をみおとしてはならないことを示唆しているといえよう。それゆえ全般的労働義務制の問題においては、労働運動の労働組合主義的傾向についての解明を必要とするであろう。そこから「強権的労働政策」の分析についても、ただ労働者階級への弾圧政策としてのみとらえるのではなく、労働基本権、とりわけ最も重要な争議権への国家の介入が労働運動を労働組合主義の方向に強制する過程を政策的に明らかにすることが必要である。そしてまた、国家独占資本主義のもとでの労働組合主義的労働運動の階級協調主義が、全般的労働義務制への労働者の「主体的」参加に一定の役割を果しているのではないかとい

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

うことが明らかにされねばならない。

- (1) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』四五頁。
- (2) 同書、四六頁。
- (3) 野村平爾「日本労働法の形成と解体」(『日本資本主義講座』第七卷、岩波書店、一九五四年、所収) 参照。
- (4) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』一二四頁。
- (5) 産業報国会の最小単位としての「五人組」の機能としては、團結親和、規律訓練、能率増進、生活刷新、互助共済、その他職場における勤労活動、保安警備、余暇善用などがあげられている。とくに能率増進については、「五人組」は「作業の単位でもなく又作業の組織でもない」が、産業報国会の組織が生産にたいする推進的役割をもつ以上「組員相互は相扶け相励まし合って技能の向上を図り作業に精励するは勿論、不良品の撲滅、疾病、災害、移動欠勤の防止等により能率増進に努めなければならぬ」ものとされていた(大日本産業報国会「五人組設置要領」昭和一六年一月産報指導資料第九輯)。

(3) 国家総動員体制と徴用制

徴用制が全般的労働義務制の基軸たることの分析は、戦時労働統制の具体的展開過程においてなされることが必要である。

戦時労働統制は、まず労働力の配置を規制することからは

じまった。この労働力配置規制の当初の目的は、賃銀統制が産業間や企業間で若干の不均衡があったことで労働力の異動をよびおこしたので、異動制限による配置制限をさらに一段と強化して、労働配置の実をあげることにあった。こうした労働力配置規制強化は、国民徴用令（一九三九年）の拡充・強化を軸として進行した。国民徴用令は、その初期においては、職業指導所の職業紹介その他の募集方法で所要の人員が得られないばあいに限って適用されることとなっており、その徴用対象は国民職業能力申告令による要申告者に限られていた。⁽¹⁾したがって一九三九年の第一次労働動員計画では、徴用は労働動員計画の中で補助的なものでしかなかった。しかし一九四一年以降、徴用制は新しい段階に入った。この年の徴用令改正によって、登録・徴用範囲は大幅に拡大された。朝鮮人労働者の「軍隊組織による移入」が開始されたのも一九四一年からであり、翌年には中国人労働者の集団移入が決定されている。また同時に制定された国民勤労報国協力令（一九四一年）は徴用制に準ずる内容をもっていたし、事実一九四一年の第三次労働動員計画では学徒や一般国民の勤労奉仕を組織化して計画の中に組みこむことになっていた。このように、

労働動員の拡充は徴用による動員の拡大のみならず、半徴用をふくめて拡大し、また徴用労働動員計画の中における位置も当初の補助的な位置から中心的位置へと変化していった。徴用制の実施の本格化とともに全般的労働義務制も急速に展開し、労働動員計画は国民動員計画へと内容を飛躍させていった。さらに一九四三年になると、徴用制の全般的労働義務制としての性格は一層明瞭なものとなった。すなわち、一九四三年の国民徴用令の改正で、徴用の「産業応召」としての性格が明確化され、さらに軍需会社法（一九四三年）、軍需会社徴用規則（一九四三年）の制定が現員徴用の道をひらき、企業に「国家性」の内容が賦与された。こうして戦時下の労資関係は企業の「国家性」の中に固定され、この労資関係におけるファシヨ的性格において全般的労働義務制の内容として強制労働が展開しえたのである。こうして全般的労働義務制は、徴用制の制度的展開においてではなく、労働力配置規制が一段と強化され、労務統制へと発展する中で確立していったというべきであろう。それゆえ、全般的労働義務制は、戦時下においては女子勤労働員、学徒勤労働員の実施、勤労報国協力令の改正で協力期間の制限や年令制限が緩和したこと

などによる「根こそぎ動員」と企業「国家性」によるファッショ的労資関係の成立によって質量ともに完成したといえるであろう。そしてこのような全般的労働義務制は、半封建的土地所有に規定された日本資本主義の「脆弱性」が戦時経済体制下で破産する過程に必然的に発生したことにおいて、その全内容が規定せられているのである。

戦時日本国家独占資本主義における全般的労働義務制の本質を明らかにするためには、とくに現員徴用制(2)の解明を必要とするであろう。この現員徴用制の解明のためには、企業「国家性」における労資関係の国家管理を成立させた基盤を明らかにする必要がある。戦時合理化は不熟練・劣質労働力の大量利用を軸としたことで、そのような労働の統轄の問題を発生させた。それはそれまでの半封建的労働形態の崩壊が労働統轄機構を動揺させたことと関連して解明されねばなるまい。この労働統轄機構の動揺は生産組織の弛緩をきたし、生産を崩壊させる過程で労資間の矛盾を激化させて行った。こうして国家は戦時生産確保のために労資関係を介入せざるをえなかったのである。このような過程の具体的分析こそ、全般的労働義務制の内容を明らかにするためには不可欠の間

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

題であろう。

さらに、ファッショ的労資関係成立のためのもう一つの条件として、戦時社会政策の展開をあげなければならない。すなわち、徴用制の実施過程で、国民徴用扶助規則（一九四一年）が制定され、一九四四年には被徴用者等勤労援護強化要綱にもとづいて各種の援護事業が実施された。それは労資関係の国家管理が、労働者の団結禁止と強権的な争議調停、戦時特例による工場法の一時停止を具体的内容として実施されるにおいて、国家や資本にとって自からの責任の問題として労働力の再生産の問題が資本蓄積上の問題としておこらざるをえなくなつたことを示している。すなわち、労働者の「主体的」な運動による労働者保護は、国家や資本による労働力再生産政策に吸収されることで否定せられ、同時に労働者保護の内容も労働過程での保護から再生産過程での保護へと変化させられたのである。こうして労働者保護の政策構造は生活扶助と廃疾扶助に大きく傾斜することとなった。全般的労働義務制の展開は、このような労働者保護構造の変化、つまり「社会政策の危機」を必然化するのである。それゆえ、国家独占資本主義労働政策における全般的労働義務制の位置づけ

一四九（四一）

は、この労働者保護の政策構造との関連において明らかになるとともに、このことが戦時社会政策論において説明されえなかつたことによつて、その理論的後退がおこつたといえるであらう。

ところで、徴用制において、「半封建的基本構造をその支柱とする。日本戦時国家独占資本主義の労働力確保の狭隘性」⁽³⁾は徴用労働力の枯渇と劣質化をもたらし、そこに能率問題を発生させた。⁽⁴⁾またこの徴用労働力の枯渇と劣質化の問題は、労働市場における若干の「近代化」の進行をうながした。事実、職業紹介法の一九三八年の改正以来、労働調整令（一九四一年）、労務供給事業規則（一九三八年）の制定と改正によつて、労務統制機構が整備されてきた。こうした統制機構の整備をとおしての労働市場の「近代化」も、なお半封建的労働形態としての親方制を解体しつくしえず、またむしろそれを再編成して統轄機構に組みこむことさえがおこなわれた。とくにこの半封建的労働形態は日雇労働において強固に残つていた。それゆえこの半封建的労働形態の再編成がなされえなかつたか、つまり労務統制機構への組みこみが可能であつたかどうか、戦時労働市場の「近代化」の内容を規定する

のである。この労働市場の「近代化」が不均衡に進行したことが、全般的労働義務制の展開に大きな影響をあたえた。すなわち、日雇労働における親方制のこの根強い残存が、軍需会社徴用規則（一九四三年）で、一四才未満の者および女子とならんで日雇労働者を除外せざるをえなくしたのである。日雇労働者については、労務調整令施行規則改正（一九四四年）で、雇入、就労の制限が実施された。⁽⁵⁾さらに次官會議で「日雇労働者ノ計画配置ニ関スル件」が決定され、日雇労働者の需給調整、就労制限が強化されたのは一九四四年になつてのことであつた。ではなぜ、低賃銀構造の最底辺になう日雇労働者の統制がおくれたのか。また一九四四年になつて急速に展開したのはなぜか。全般的労働義務制を低賃銀基盤の再編・補強としてとらえようとされる加藤氏においては、この問題はさけることの出来ない問題であらう。

日雇労働者の統制については、それが半失業者の一存在形態たることからくる制約を考慮しなければなるまい。戦時下において日雇労働者の年令構成は老令化し、労働能率低下をきたしたことは、⁽⁶⁾日雇労働者問題を賃銀問題から労務配置問題へと転化させざるをえなかつた。そのとき、日雇労働者の

統制強化のためには、常雇または直備化が必要であり、工場・鉱山ではこの常雇または直備化による統轄の道も可能であるが、土木建築などのごとく就労が不安定なところではそれは困難である。こうして統制の方向は労務報国会を軸とした組織化、さらにそれは「労務供給団團」構想へと展開してゆくこととなる。

- (1) 法政大学大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働者状態』日本労働年鑑特集版、東洋経済新報社、一九六四年、五頁。
- (2) 一九四三年一〇月に軍需会社法が制定され、同法第六条でその生産担当者や従業員の確保をはかるため、これらの生産担当者を国家総動員法による徴用とみなすことが規定された。また、この規定にもとづき、同年一二月に軍需会社徴用規則が制定、公布され、それによると厚生大臣の指定する軍需会社、工場の生産責任者、担当者、従業者（一四歳未満、女子、日雇労働者、短期雇用者などをのぞく）を国家総動員法による徴用とみなすことが規定された。
- (3) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』二三三頁。
- (4) 徴労働者は中途転職による未経験工が大部分で、徴用期間が二カ年と限定されていたこともあって、訓練不足や徴用期間満了後の見透しがはつきりしないことなどで能率は低かった。この徴用労働者の低能率問題は企業の責任者にとってはきわめて大きな問題であった。現場での生産がこ

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

これらの訓練不足の不熟練労働者を中心にしてはなわれ、しかもそれが熟練労働者不足による労働編成の弛緩の内容をなしたことによって、一層これら徴用労働者の能率問題を重要なものとしたのである。

- (5) 労働省『労働行政史』第一巻、労働法令協会、一九六一年、一一九〇頁。
- (6) 奥谷松治『日雇労働者の賃金統制』（協調会『社会政策時報』第二八八号、一九四四年、所収）五頁。

四 戦後労働力政策論への展望

戦後日本資本主義の今日の段階で実施されている労働力政策は、戦時下の労働力政策と酷似している。とくに近頃問題となるにいたった「労働力誘導」政策は、さらに一層かつての「労務配置」政策を思わしめる。もちろん、今日の労働力政策と戦時下のそれとは基本的な条件の違いがある。国家権力の性格にしても、労働運動の力量や生産力の問題にしても違っている。⁽¹⁾しかし、戦時下の労働力政策も今日の労働力政策も、ともに資本主義の「危機」に必然する国家独占資本主義労働政策として本質的には同一のものと考ええる。その意味では、国家独占資本主義の労働政策の解明にとって、戦時下の労働政策は不可欠の対象となるであろう。それは一つに

は日本資本主義の戦時下の資本蓄積の破産過程が戦後の資本蓄積の出発点となったという歴史的關係のゆえに、二つには今日の社会政策ないし労働問題の研究における誤まった傾向の批判のために戦時社会政策論の克服が重要であることなどの理由で分析対象とせざるをえないであろう。

つぎに、戦後社会政策ないし労働問題の研究成果をどのよう⁽²⁾に批判的に摂取するかが、今日の労働力政策の分析にとつては必要な前提作業となる。戦時社会政策論の反省も、この戦後の研究成果を批判的に検討する視角をあたえるために必要なのであった。それは、労働力政策が国家独占資本主義の労働政策としての特質においても「近代化」装いの本質を明らかにするために不可欠のものである。そこでこうした研究成果にたいする一定の反省にたつて、戦後日本国家独占資本主義の労働力政策を説明するにあたって必要最小限の論点について、簡単に問題点をあげておこう。

第一の問題は、労働市場論の反省の問題である。それは「労働力不足」をどうとらえるかということとかかわつての反省である。この「労働力不足」をどうとらえるかということが、労働力政策の解明にとって重要な内容となるから、こ

の反省が必要なのである。これまでの労働市場論の難点は、労働市場における労働力の需給關係が直接資本蓄積そのものに規定されること、したがつて労働市場の需給關係は労資關係（＝資本・賃労働關係）の内容においてとらえられるべきことを見落すことであつた。したがつて「労働力不足」の問題も、資本蓄積の視角において、失業構造の問題として分析されるべきであろう。こうした労働市場の分析によつて、労働力政策も国家独占資本主義の資本蓄積に必然するものとしてとらえることを可能とするであろう。

第二の問題は、労使關係論における反省の問題である。労使關係論では、資本蓄積の展開が労働市場の「近代化」をもたらし、ひいては労使關係を「近代化」するものとするところに難点がある。それは資本蓄積が生産力の發展として一般的にとらえられていることに由来する。この労働市場の、また労使關係の「近代化」の本質を明らかにするためには、資本蓄積の階梯的特質における分析を必要とするであろう。こうした分析においてのみ、労働力政策が随伴する「近代化」の本質もまた明らかにされうるであろう。

最後の問題は、労働組合論における反省の問題である。そ

これは労働組合の機能を経済主義に限ることへの批判である。しかもその批判は、そのような経済主義的労働組合が国家独占資本主義労働政策成立の基盤を与えるという点にたいする批判である。こうした反省にたった労働組合論において、労働運動が生みだして行く労働者の権利が国家による労働運動への介入、とりわけ争議権への介入をとおして制限され、ときに異質のものとなって行く過程が明らかにされる。またこうした分析方法こそ、国家独占資本主義労働政策を解明しうる唯一の方法をなすであろう。同時にそれは労働組合論の内容についても新しい方向を与えるものであろう。

以上加藤氏の著作について若干の検討を加えつつ残された問題を明らかにすることにとめた。ともかく戦時労働政策をこれほどに体系的に分析し、しかも全般的労働義務制として分析した開拓者としての地位は不動である。書評を終るにあたって、本書であつかわれた資料についての検討を残さざるをえなかったことと、時に著者の真意にそむく紹介と解説をなしたのではないかという危惧が心に残るが、書評の場をかりて、むしろ私見を放埒に述べることに終わったことをなによりも著者にわびねばならないであらう。

加藤佑治著『日本帝国主義下の労働政策』（三好）

(1) 前掲、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』二六四頁。社会政策の「再構成」の課題が具体化されつつある今日、

とくに戦後社会政策研究史は重要な課題をなすであろう。

(2) ここでは、(1)戦時社会政策論の反省を起点として、戦後社会政策論争の端初における「問題意識」の具体的内容を確定することと、(2)今日までの論争過程における主要論点の経過の中で社会政策論と労働経済論との対立点が明確となってきた、その軌跡をたどることが必要である。それは今日において、労働問題にたいする国家政策の進展に触発されて国家論を媒介とする労働経済論体系の発展として社会政策の「再構成」の問題が提起されていることの批判が必要であるという要請からくる課題である。このような社会政策の「再構成」は、社会政策を労働政策とすることによって可能となるものである。したがってその批判は、一つには「社会政策の危機」と国家独占資本主義の労働政策との関連を明らかにすることと、二つには労働経済論の歴史的役割を明らかにすることが必要である。とくに第二の点について、戦時社会政策論の反省と、それを起点とする戦後社会政策研究の反省が必要となる。

(3) 前掲、野村平爾「日本労働法の形成と解体」は、きわめて重要な方法的示唆をもっている。